号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第十一条の六十七第一項に規定する国内の会社をいう。第三十八条第一項第五号、第四十一条第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第一項第二号及び第三号において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第四十一条第一項第九号、第四十四条第三項及び第五十八条第一項第十一号において同じ。）の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12　第七項及び第十項の規定にかかわらず、農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第六号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、当該農業協同組合連合会又はその特定子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第十一条の六十七第一項に規定する国内の会社をいう。第三十八条第一項第五号、第四十一条第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第一項第二号及び第三号において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第四十一条第一項第九号、第四十四条第三項及び第五十八条第一項第十一号において同じ。）の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12　［同上］

社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権の数のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権　十年

二　［略］

［13～15　略］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十八条　農業協同組合連合会は、法第十一条の六十六第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該農業協同組合連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　略］

［四～六　略］

［2～5　略］

（特例対象会社）

第四十四条　法第十一条の六十七第四項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農業協同組合連合会の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任

一　中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権　五年

二　［同上］

［13～15　同上］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十八条　［同上］

［一・二　同上］

三　当該農業協同組合連合会及びその子会社等（第十条第二項に規定する子法人等及び同条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　同上］

［四～六　同上］

［2～5　同上］

（特例対象会社）

第四十四条　法第十一条の六十七第四項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農業協同組合連合会の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任